

特定非営利活動法人 **日本システム監査人協会報**

公認システム監査人特集

公認システム監査人の制度発足より3年が経過しました。ここで資格取得後の監査経験の手記を頂戴したり、資格を取られた方の状況を統計でまとめて見たり、ホームページに公開して活躍されている方々に生々しい声を聞くためにアンケートを実施しました。

システム監査人の方々の今後の活動方針およびこれからの協会運営の参考になればと願っています。

1. 公認システム監査人の経験記

公認システム監査人の業務領域の拡大

No.355 岩崎 昭一

平成14年度に発足した公認システム監査人制度の平成14年度認定者（公認システム監査人ならびにシステム監査人補）の皆さんは、3年を経過した平成17年度末（平成17年12月31日）に認定期限を迎えます。認定の更新申請は、認定期限1ヶ月前の11月末までに行う必要があります。

認定更新を行うに当たり、今回の会報の「公認システム監査人特集」に寄せて、私のこの3年間の公認システム監査人としての活動を振り返り、「公認システム監査人」なるものがどのように役立ったか述べ、少しでも皆さんの活動の参考になれば幸いと思っています。特に、システム監査人としての活動の場の少ない、私と同じような職歴を持つ情報システム関係会社（プログラマ、SE、

プロジェクト管理等）に勤務されている方にお役に立てばと思います。なぜならば、当協会の会員の皆さんの多く（特に調査をしていませんが）は、「システム監査技術者」試験の合格者であり、何らかの形でシステム関係の仕事に従事していると思っているからです。従って、当初からシステム監査者（コンサルティングを含む）として独立を目指している方や、システム監査業務に長く携わっている方にとっては、当たり前の話になるかと思いますが、敢えて筆をとりましたのでご容赦願います。

最初に私の簡単な職歴とシステム監査（試験）との関わりについて紹介します。遡ること今から35年以上前、汎用コンピュータを用いた大型のオンラインシステムの開発にはじめて携わって以来、プログラマーからスタートして、システム設計・開発、システムの運用・保守、社員教育、営業、企画・プロジェクト管理等々コンピュータに係わるいろいろな部門・業務を経験してきました。

これらの業務の中で、最初にシステム監査的と思われる業務は、それぞれの部署で行われる自主点検でした。当初は、社内の業務監査が行われる直前に、小口現金や契約文書、勤務状況のチェック等を中心に自主点検が行われていましたが、その後、情報システム安全対策基準に基づくシステムの自主点検が行われるようになり、それぞれの部署から自主点検要員が選出され、お互いに他のシステム（部署）を点検するようになりました。現在でも同じような自主点検が行われ、また、システム監査やISMS、プライバシーマーク監査等の臨時的監査人として監査をする機会が多くなってきているので、積極的に参加していくと良いと思います。

目次

公認システム監査人特集	1. 公認システム監査人の経験記	公認システム監査人の業務領域の拡大.....1
		公認システム監査人として.....3
	2. 公認システム監査人及びシステム監査人補の統計.....3	
	3. 公認システム監査人のアンケート集計.....4	
	87号会報アンケート調査文.....5	
	87号アンケート自由意見.....6	
	公認システム監査人及び公認システム監査人補のH17更新手続きについて.....7	
自治体の情報セキュリティ対策	自治体へのセキュリティセミナー案内とその反響.....11	
研究会報告	第113回月例研究会報告.....14	
	第114回月例研究会報告.....15	
理事会報告	平成17年度第7回理事会議事録.....17	
支部だより	ITC 鹿児島・日本システム監査人協会九州支部合同セミナー開催報告.....18	
新入会の声	入会の挨拶 6名.....20	
セミナー案内	システム監査実践セミナー2日間コース（近畿）案内.....22	
	個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー案内.....23	
編集後記	24	

このような状況(職場環境)の中で、なんとなくシステム監査に興味を持つようになり、システム監査技術者試験にチャレンジし、合格することができました。受験の直接の動機は、部下に対する情報処理技術者資格の取得奨励(推奨)であり、上司が率先して見本を見せることでした。勉強方法は、通信教育を活用し、10数回の答案を最後まで提出するよう努力しました。通信教育の模擬試験問題のコンピュータに関する一般知識や監査の手順等は、システム開発の中で習得した技術や自主点検で経験したことにより理解することができましたが、論文について、厳しい指導を受けたことを記憶しております。当協会の「システム監査人倫理規定」にもある「独立の立場」を忘れて、模擬論文を提出し、殆ど得点することができませんでした。「システム監査人倫理規定」に13条の条文がありますが、当たり前のこの「独立の立場」をいつも忘れないよう掛けています。

システム監査技術者試験に合格したのが40歳の後半であり、社内報には紹介されましたが、特に会社内において資格が大きく役立つこともなく役職定年を迎え、関連会社に移籍しました。平成7年春のことです。

平成7年は、皆さんの記憶にあるとおり、1月17日にはあの「阪神・淡路大地震」が発生し、3月20日には「オーム真理教による地下鉄サリン事件」が起こった大変な年でした。この「阪神・淡路大地震」を教訓にシステム監査の分野でも大震災対策が重要視される年となり、平成8年には、システム監査基準が改定されております。

私は、システム監査技術者試験に合格後、間もなく当協会に入会しました。当協会に入会した理由をはっきり記憶していませんが、システム監査学会とは別に、実務に密着した活動をしていることを聞き入会したのではないかと思います。

そして、この平成7年の総会(会報?)で「システム監査技術・セキュリティ研究会」があることを知り、研究会に参加し、積極的に活動するようになりました。本研究会では、特別プロジェクトを立ち上げ、神戸の大震災の現地を調査し、新聞・雑誌の記事の収集を行い、メンバで「情報システム大震災対策調査要領」(平成8年2月発行)を研究成果としてとりまとめました。この調査要領は、MS-Accessベースの調査システムです。蛇足ですが、過日、事務局の資料を整理していた時、草色の表紙の説明資料が数十部出てきました。入手希望の方は、事務局の岩崎あてご連絡ください。Access95ベースのmdbファイルをお渡しすることも可能です。

その後、当協会の理事に選出いただき、現在、ホームページや、メーリングリストを担当し、当協会の事務局の支援をしております。

随分と前置きが長くなってしまいましたが、では、公認システム監査人に認定され、現在この資

格がどのように役立っているのかということについて述べたいと思います。

現在の会社における私の職務は、内部監査の責任者です。また、プライバシーマーク(個人情報保護)に関する支援も行っています。私としては、「公認システム監査人」なるものが大変役立っています。その理由には幾つかありますが、まず第1は、システム監査の「監査」の意味することの大きさです。監査には、監査役監査や公認会計士監査のように法律によるものもありますが、内部監査をはじめ、ISO、ISMS、プライバシーマークなどいわゆるママネジメントシステムにおけるPDCAサイクルのための監査が多くなってきており、公認システム監査人は、このような監査を実施するスキルがあることを認めてもらうことができます。(ベースの資格としての認知)勿論、実際の監査を行う場合は、監査の実施手順のみならず、関係業務の知識も必要ですが、私としては、当社の内部監査の責任者としてシステム監査の知識が大変に役立っています。

第2は、公認システム監査人が、自治体を含む官公庁の入札条件になり、人材募集の条件としても認められようになってきたことです。当協会の「システム監査人推薦制度」を活用することもできます。最近の例では、プライバシーマークの書類審査や審査委員の募集条件に公認システム監査人が含まれています。

第3は、個人の資格として公認システム監査人が認められるようになってきたことです。個人で契約する場合において、コンサルティングやシステム監査を請け負う場合に「公認システム監査人」○○○○と記すことができると思います。(勿論、名刺に記載できるのも当然だと思います)この場合は、当協会の定款、公認システム監査人制度、ホームページ上に公開している公認システム監査人名簿のコピーを添付すれば、理解していただけたと思います。(公表されている資料として活用可能です。)

ここで特筆したいことは、プライバシーマークの書類審査員の募集条件に「公認システム監査人」が含まれていることです。これは、「公認システム監査人」が、第三者に監査等を行うスキルがあると認められた証拠です。当協会のメンバがプライバシーマーク制度の審査員として活躍されており、先輩の努力により認められてきたのではないかと敬意を表する次第です。プライバシーマークの書類審査等に係わることにより、これを足がかりに、公認システム監査人としての業務領域を拡大していくことが可能となってきました。法人あるいは、個人としてプライバシーマークの書類審査員として参加することが可能です。このチャンスを捉え、監査関係の実務経験を積むためにもチャレンジしてみたいと思いますが、本稿を借りてPRしたいと思います。

最後になりますが、「公認システム監査人」の資格が認められ役立つようになってきています。また「公認システム監査人」の業務領域も拡大されつつあります。「公認システム監査人」に認定されている方はもとより、今後「公認システム監査人」の認定取得を目指す方も、自分の将来（定年後を含む）に活用できる資格として認識し、いろいろな機会を見つけ自己向上に努力していただきたいと思います。そして、当協会の公認システム監査人制度がますます発展していくことを願っております。

現職：データリンクス株式会社 監査室長

公認システム監査人として

No.264 三橋 潤

日本ユニシスの三橋です。私は昨年12月に公認システム監査人として認定して頂きました。システム監査技術者試験に合格し直ぐに当協会の会員になりましたが、当時は弊社のOS関連業務を担当しておりシステム監査とはあまり関係の無い状況が続いておりました。昨年度よりシステム監査室の所属となり、システム監査業務に従事しています。しかし、まだまだ経験不足の駆け出し監査人です。

システム監査室では、アウトソーシングサービスの内部システム監査を主な業務にしていますが、外部システム監査も実施しています。アウトソーシングサービスの内部システム監査は、定期的に監査を実施することで、顧客に対し弊社が提供するアウトソーシングサービスの健全性をアピールすることが主眼です。内部システム監査の対象は、主に銀行や保険会社などの金融機関の顧客を中心に、大規模な流通や製造系の顧客のアウトソーシングサービスに対しても毎年実施しています。

私のシステム監査人としての活動は、昨年はアウトソーシング顧客の証券会社、損保会社の内部システム監査をメンバーとして参加し、監査計画立案や約1000冊の文書の調査、運用手順書内容の確認などの実査を行う事で、監査の基本を修得しました。その後、某金融機関の次期基幹システム開発に対するシステム監査や情報セキュリティ監査を実施し、今年は官公庁のシステム開発の外部システム監査、製造系アウトソーシング顧客の内部システム監査などを実施しました。その他にも地方自治体関係の外部システム監査に関する提案も幾つか行っております。

システム監査を業務とするにおいて、絶えず最新の技術動向を知っておく事は非常に重要であると認識しています。特にネットワークやセキュリティ対策技術に関しては、日々刻々と最新技術

が革新されており、社内の専門部隊や専門誌からの情報入手を心がけ、内部システム監査の弊室内レビューでもセキュリティ関係の項目については特に注意してレビューを行うようにしています。最新の動向や情報を得るために月例研究会にも積極的に参加しています。

現在、地方自治体において情報セキュリティ監査を積極的に実施しようとする動きが見られますが、ある地方自治体の情報システム担当者の方に情報セキュリティ監査の実施方法に関して説明させて頂く機会がありました。その自治体は情報システム関係者による内部監査として実施したい意向であったので、あえて外部セキュリティ監査を奨励せず、中期計画をたて、身近なシステムから実施すること、そして最終目標としてISMS認証の取得を目指すのが良いのでは、とお薦めしました。システム監査とは、その情報システムの現状を管理基準に照し合せて、問題となる事項を指摘・改善提案（勧告）することですが、「顧客にとっても弊社にとってもより良い環境や状態にすることを第一義とし、そのための指摘・改善提案を行うという考えが大事である」をモットーにして日々監査業務に従事しております。

少しでも経験不足を補えればと思い、今年より事例研究会の教材化プロジェクトにも参加させて頂き、諸先輩方の普及監査結果を実践・実務セミナーの教材化する作業のお手伝いもさせて頂きました。

まだまだ監査人として未熟ですが、今後とも協会の皆様のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

2. 公認システム監査人およびシステム監査人補の統計

平成17年春期募集が終わったところで纏めてみると以下のとおりです。

・公認システム監査人およびシステム監査人補の登録状況

公認システム監査人 381人
(内システム監査技術者は242人で63.5%)
(内協会会員 307人で80.6%)

システム監査人補 289人
(内システム監査技術者は133人で46%)
(内協会会員 168人で58%)

・公認システム監査人およびシステム監査人補の公開状況

公認システム監査人 295人
(381人の77.4%)

システム監査人補 169人
(289人の58.5%)

・公認システム監査人およびシステム監査人補のホームページ公開者状況

公認システム監査人 109人
(295人の35.6%)

システム監査人補 46 人
(169 人の 27%)

・公認システム監査人およびシステム監査人補
の公開者の専門分野公開状況

公認システム監査人 86 人
(295 人の 29%)

システム監査人補 60 人
(169 人の 35.5%)

全般的に公開されている方が少なく、更に専門
分野の記述が少ないのが気になります。

しかし、公開されている方の専門分野の公開記
述は、ホームページを見ていただくと分かります
が、非常に多岐にわたりきめ細かになさっていま
す。

また、公開記述の内容を変更したいという申し
出も多いのですが、即時にというわけにも行かず
少々待っていただいている状況です。

3. 公認システム監査人のアンケート集計

公認システム監査人の方々の仕事の環境を
主体にお聞きしました。

①アンケート依頼文書

依頼メール文は次頁

②アンケート依頼対象者

協会のホームページで公開している公認シ
ステム監査人 295 人

回答者人数 59 人 回答率 20%

回答者の内訳 SAAJ 会員 53 人、

未加入 6 人 (全て企業団体所属)

殆どの方がメールでの依頼後 1 週間以内にご
回答下さり誠に有難うございました。

③回答のポイント

・活動形態

個人 26 人 (内法人化 12 人)、

企業団体所属 33 人

・活動分野

それぞれの方がシステム監査・セキュリティ
監査・個人情報保護など公認システム監査人
としての活動のほか業務監査・品質管理・コ
ンサルティングなど多彩な分野で活動し
ておられます。活動分野のパターンとしては
個人と団体所属に特に違いは見られませんで
した。

・ワークロード

全体ワークロードは団体所属の方は、4 人が
10 ~ 20%と回答されていましたが、ほとん
どの方が常勤で 100%なのは当然でしょう。個
人では常勤並みに 100%仕事があるという方
が大半ですが、3 分の 1 にあたる 10 人は 10
%~80%という方で悠々とマイペースで仕事
をされている様子が窺われました。

そのうちシステム監査の仕事の比率は以下の
分布のとおりですが、団体所属の方は割合と
この仕事が多く入っているのに比し、個人
の方はばらつきが大きく、個人で仕事を見つけ

ていくことの難しさを現わしているよう
です。

団体所属		個人 (法人化含む)	
0%	3	0%	4
1%	1		
5%	3	5%	3
10%	4	10%	6
20%	3	20%	2
30%	1		
40%	2		
50%	5	50%	5
80%	1	70%	2
90%	1		
100%	4	100%	1
回答なし	5	回答なし	3
合計	33	合計	26

・仕事の見つけ方

団体所属の方は組織内の仕事としてあるのが
当然ですが、外部の仕事の場合でしょうか顧
客口コミを挙げていました。個人では顧客口
コミのほか、人脈、講演・著作、協力企業に
よるという回答が多く、多様な活動の中から
仕事を見つけているのが分かりました。

・加入団体

加入団体より仕事が入る人は少なく、大多数
は加入はしているが仕事には関係なしとい
う人が多いようです。

・推薦制度

	個人	団体所属	計
知っている	13	21	34
知らない	13	12	25
計	26	33	59

協会未加入の方だけでなく、会員でも意外と
知らない方が多いのは協会としても今後の努
力方向として重要なことと思われます。
知っている方の約 3 分の 2 が現在又は将来利
用したいということです。

登録済み 2

利用希望あり 9

将来独立後 (団体所属) 3

今無理 (団体所属) 7

利用希望なし 8

無回答 5

④ 自由意見について

59 人中 26 人の方が自由意見として次のよう
に書いてこられました。

非常に貴重なご意見としますので、意見分
野別に分類して全文を掲載します。

公認システム監査人（名簿公開者）へのアンケート調査について

平成17年8月12日

NPO日本システム監査人協会

対象 公認システム監査人（SAAJホームページへの名簿公開者）

方法 協会事務局メールで依頼、返信あて先（saajk1@titan.ocn.ne.jp）

締切 平成17年8月末日

~~~~~

公認システム監査人各位

この度、87号会報の特集記事編集のため、ホームページに公開を可とされている公認システム監査人全員を対象に、アンケートを実施することになりました。

この目的は、公認システム監査人の全体状況を集約し、会報の記事とすることによって、各公認システム監査人の参考指針となることを期待するものであります。

以下のアンケートに適宜ご記入の上、メール又は添付ファイルによりご回答ください。締め切りは8月末日です。なお、個人名は必要ありません。返信メール情報の取り扱いは、協会のセキュリティ方針により、責任をもって処理いたします。

## &lt;アンケート内容&gt;

1. 活動形態について（該当の「□」に「■」印（□→■）をつけて回答してください。）  
□個人ですか。（□個人営業です、□法人化しています、□その他（            ））  
□団体所属ですか。（□常勤です、□非常勤です、□その他（            ））
2. 活動分野について（該当の「□」に「■」印（□→■）をつけて回答してください。）  
・システム監査人として活動分野は、  
（□個人情報保護、□セキュリティ・システム監査、□その他（            ））  
・システム監査人としての活動ばかりではなく仕事に役立てている。それは、  
（□業務監査、□品質管理、□コンサルティング、□その他（            ））  
・システム監査人としての活動はしていない。その理由は、  
（□企業の中で生かせない、□仕事が見つからない、□その他（            ））
3. ワークロードについて（該当の「□」に「■」印（□→■）をつけて回答してください。）  
・仕事をする時間の割合（□常勤並みですか、□常勤と比し何割くらいですか（        %））  
・システム監査の仕事の割合（上記の内何割くらいを占めますか（        %））
4. 個人での仕事の見つけ方について（該当の「□」に「■」印（□→■）をつけて回答してください。）  
・マーケティング方法（□顧客の口コミ、□広告宣伝、□協力企業頼み、□講演、□著作、  
□その他（            ））  
・加入団体（□あり（□仕事がある、□関係なし）、□なし、）
5. 協会のホームページにある「推薦制度」をご存知ですか（該当の「□」に「■」印（□→■）をつけて回答してください。）  
□知っている（□利用したい、□利用する気はない、□その他（            ））  
□知らない。
6. 自由記入です（将来の展望）（なにか困っていること）（協会への期待）などをどうぞ

以 上

## アンケート自由意見

今回のアンケートで寄せられた自由意見です。大変厳しいご意見が多かったですが、協会としても今後なんらかの対応をしていかなければならないと思われます。次号以降で夫々のご指摘について回答がなされる予定です。

## I. 認定資格について

## 1. ① ITC 協会の認定資格について

多くの ITC は資格維持に向けて知識欲旺盛な人材群です。新規に資格を取得した場合、10P 加算という制度もあります。

この資格対象にシステム監査関連も入っていますが、何故か「公認システム監査人」は入っていません。「システム監査技術者」(情報処理試験合格者)「公認情報システム監査人」(ISACA) は入っております。

システム監査特認講習の受講生から「何故入っていないのか?」と質問されても答に窮する状態です。

仲間を増やす為に是非ともご検討のうえ ITC 協会へのアプローチをお願いします。

(注: ITCA の HP では、「マルチエントリーポイント 制度運用ガイドラインの改定(V1.6)他 2004.5.20」の中で入ることになっています。)

②資格(公認システム監査人)継続に必要な活動内容の評価について

実務の評価時間が年間 20 時間を上限とする基準は如何にも???

実務をこなす機会の増大や、実務をこなせる人材を増やしたいと願っているとは、とても思えません。

## II. 公認システム監査人の認知・普及について

## 1. ④システム監査の啓蒙普及について

この観点での協会の活動は 10 年前と殆ど変化していないという印象が非常に強い。外向きの活動よりも内向きの活動が中心との印象を受けます。

我々は学者集団や学会活動メンバーでも無いはずですが。

本部理事会メンバーの一新を図るなど、体質改善が必要な時期かと思えます。

## 13. ①公認システム監査人制度がほとんど認知されてない。

大企業、情報処理会社は、法的に公認システム監査人があることを法的義務にすべきだ、そういう活動をしていただきたい。

## 15. ①日本システム監査人協会の認知度を更に高める

②公認システム監査人の社会的ステータスの向上(いわゆるブランド向上)

③協会の社会的貢献活動のアピール

④システム監査が情報システムの構築や運用に必須であることの強力なアピール

⑤外部システム監査実施の情報公開等による企業活動の信頼性向上など

18. システム監査の普及・啓蒙活動をもっと強化すべきと考えます。

19. 公認システム監査人という資格は、未だ社会的に認知されていない。医者、弁護士、税理士、公認会計士のような認知された職種として、将来発展することを期待します。

22. 公認システム監査人の役割について、他の制度との関連を踏まえて、役割やセールスポイントなどを明確にし、認知度を高めることが大切だと思います。この資格認定を受けることのメリットを感じられるようにしていただきたい。

25. 個人情報やセキュリティの機運の高まりもあり、協会へはシステム監査の認知度の向上および社会的役割の増す活動をますます期待したい。

28. 最近では情報セキュリティ監査人の制度も作られ、システム監査との切り分けが難しくなってきました。管理基準ではそれなりの表現をしていますが、協会として方向性を示唆(又は検討)していただくとありがたいです。

29. 協会は、システム監査そのものを普及・啓蒙する活動をさらに拡大していく必要を感じております。

その上で、システム監査に携わる人の仕事が増えていくものと認識しています。

40. システム監査を広めるためには、何らかの制度化、義務化が重要だと思います。

44. もっと「公認システム監査人」を増やして、中央省庁や自治体の入札条件に指定されるように活動していただきたい。(CISA に押されっぱなしです。)

## III. 協会 ML, HP について

## 1. ③協会 ML

会員相互がもっとフランクに投稿(受発信)できる場が一般の ML と理解して居ります。当協会の ML は一般常識からかなりずれた運営方針と見えます。

## 13. ② HP の充実が必須

本アンケートも Web で対応できるようにしたい。

会員と一般の区別ができるようにする。

会報発行を停止して Web を閲覧するなど、経費を抑えることで HP 充実がはかれるはずだ。

## IV. 推薦制度について

1. 現在は、団体所属ですが、下記の理由により将来は独立して個人営業としたいと考えています。

①所属する会社の営業方針に縛られる為、独立した第 3 者の立場が堅持できない可能性がある。

②高度な専門的能力を保有しているにもかかわらず、一般のサラリーマンと比べても所得が著しく低い。  
その際、マーケティング方法の1つとして協会の「推薦制度」を活用したいと思っています。

56. やはり営業活動が最大の難点です。協会として紹介・仲介機能があればいいのですが

## V. 実務経験・研修について

14. 情報セキュリティ監査、新基準に基づくシステム監査の実務経験を積むためのOJT（インターン）制度があれば利用させていただきたいと考えています。若干の参加費用負担があってもかまいません。
20. 本来業務（システム監査以外）で多忙なため、公認システム監査人の資格継続が困難。救済措置が欲しい。
27. ①現在は企業内の内部監査部門でシステム監査を担当しておりますが、できれば他社の監査も経験したいと考えております。推薦制度への応募も考えておりますが、他社の監査を請け負えるスキルが備わっているかどうかは不安です。  
システム監査人協会の中で、システム監査を実践したり学習し合えるような研究会のような機会があれば参加したいと考えております。  
②あと数年後に定年退職を迎えますので、その後も引き続き監査業務、あるいはシステム監査の研修講師などで仕事を続けたいと思っていますので、そういうチャンスがあれば今からでも準備したいと考えております。
50. 実務でシステム監査を経験したいが、どうすればよいでしょうか？  
基本的に休日しか時間がありませんが、可能でしょうか？
51. 昨今、個人情報や情報セキュリティに関する仕事はありますが、いわゆるシステム監査の仕事をするチャンスは全くありません。システム監査について協会としてどのような展望をお持ちなのか、会報等でご披露いただけませんか？
54. システム監査、セキュリティ監査は個人では対応できない。  
特に、公共機関は入札が前提だから、個人は参加できない。

## VI. その他

7. 更なるご指導をお願いします
9. 制度や資格が乱立の状況は何とかならないのでしょうかね。
57. システム監査・セキュリティ監査人などなどがいくつかの団体で認定されておりますが、統一できないのでしょうか？
34. 将来、支部で、規模の大きめのセミナーを実施する場合で、金策に困った場合は相談に載って頂きたいと思っています。
37. 東京中心の運用は、偏った活動ひいては質の高い成果の妨げになっている。  
ネットの時代でもあり、協会幹部はもっと創意工夫されて、関東地方以外の会員が活動し易い環境を構築すべきです。他の協会等に比べて、相当、旧態依然で遅れていると思います。  
今回のアンケートの運用が良い例であり、素晴らしいと思いました。
46. 潮流の先取りしたSAAJですので、今後とも他団体よりも先を走ってください。
58. 私のところはシステム開発の依頼がよく来ますが、いずれも要件定義が難しいものばかりです。システム監査といっても意見を言うだけでは企業側にメリットがありません。実際のコンプライアンスを整備してシステムを製作して実行して効果を出して初めて事業になります。  
協会で開発をやってみようとは思いません。失敗したら全責任を負うのがシステム開発で実力のない人には向かない職業ですが成功した場合の利益は大きいです。ソフト会社は基本的にプログラムを書くだけで業務改善提案やシステム設計はやりません。そういうことができたなら、公認システム監査人を雇う明快的理由ができるわけで、役員決裁が取りやすいと思います。公認というからには、協会が事業母体で、受注があり、それを公認した人に委託するのでなければ意味ありません。  
政党の公認や家元制度でもそうでしょう。形骸だけで中身がないならそれでも結構です。資格審査は情報処理試験合格のみにしてください。  
教育ポイントは、ITコーディネータのポイントでも何でも認めるそうですが、ふざけた審査だと思います。

### 公認システム監査人及びシステム監査人補の更新手続について

平成14年度に認定、登録された公認システム監査人及びシステム監査人補の方は、本年度末（平成17年12月31日）に認定期限が到来します。ついては、公認システム監査人制度、継続教育要領に基き、認定の更新手続をおとりいただきたくお願いいたします。

詳細は、当協会のホームページ（<http://www.saa-j.or.jp/>）の「更新申請手続き」を参照していただき、更新申請書もホームページ内からダウンロード願います。

## 公 告

特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下、「当協会」という。）は、公認システム監査人認定制度（平成14年2月25日制定）（以下、「当制度」という。）及び継続教育要項（04.10.13）に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」及び「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」の平成14年度の認定者について、以下の手続きにより認定の更新を行います。

平成17年9月14日  
特定非営利活動法人日本システム監査人協会  
公認システム監査人認定委員会

## 1. 更新対象者

平成14年度に認定された公認システム監査人及びシステム監査人補とする。  
（平成14年度の認定者の認定期限は、平成17年12月31日である。）

## 2. 更新申請条件

当制度に基づく継続教育の時間が次表の所定の時間を満たしている者とする。公認システム監査人及びシステム監査人補の認定の有効期間は3年であり、継続教育の受講条件をクリアすれば、認定の更新を行うことができる。認定の更新には、認定日より3年間及び3年間の1年ごとに、次表に定める時間以上の継続教育を受けることが義務付けられている。継続教育の範囲や認定される時間数は、「継続教育要項」に詳細に定められている。

| 資 格       | 1年間の最低義務時間 | 3年間の最低義務時間 |
|-----------|------------|------------|
| 公認システム監査人 | 30時間以上     | 120時間以上    |
| システム監査人補  | 15時間以上     | 60時間以上     |

継続教育の算定期間は、次のとおりである。

- (1) 第1年目 認定日（平成14年の日付）から平成15年12月末まで
- (2) 第2年目 平成16年1月1日から平成16年12月末まで
- (3) 第3年目 平成17年1月1日から平成17年11月末まで（更新申請日まで）

なお、平成17年度の更新申請日から年度末（平成17年12月31日）までの実績については、次年度（平成18年度）に繰越することができる。

## 3. 更新申請書類

公認システム監査人及びシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

| 申請書類             | 説 明                                         |
|------------------|---------------------------------------------|
| (1)更新申請書         | 様式1                                         |
| (2)継続教育実績報告書     | 平成17年度分<br>(システム監査人の「継続教育要項（04.10.13）」による。) |
| (3)更新手数料振込領収書（写） | 様式1の裏面に貼付する。                                |
| 備 考              |                                             |

（注：様式1は、<http://www.saa.or.jp/> の「更新申請手続き」からダウンロード願います）

## 4. 更新申請書の記入方法（様式1参照、本人記入欄のみを記入）

## (1) 申請日

申請日を記入する。当協会において、受付順に更新手続きを行う予定であり、できるだけ早めに申請することが望ましい。

## (2) 写真

最近6ヶ月以内に撮影した免許書用写真を貼付する。

（縦3cm×横2.5cm 胸部上半身顔写真）

## (3) 申請区分（該当箇所の口にレ印または、■印をつける。以下同じ）

①公認システム監査人又は、②システム監査人補のいずれかを指定する。



- (4) 認定番号  
①公認システム監査人は、「K」から始まる数字5桁、②システム監査人補は、「H」から始まる数字5桁を記入する。
- (5) 認定年月日  
認定証の認定年月日を記入する。
- (6) NPO, SAAJ 加入の有無  
①当協会への加入の有無を記入する。  
②会員番号  
当協会へ加入している会員は、当協会の会員番号を記入する。
- (7) 氏名・住所・連絡先  
①から⑧までの所定欄に必要な事項を記入する。また、②氏名欄には捺印する。  
なお、連絡先については、会社、自宅のいずれかを選択する。
- (8) 添付書類  
①平成17年度継続教育実績報告書を同封し、レ印をつける。  
②申請手数料を振り込んだ後に、更新手数料振込領収書(写)を添付し、レ印をつける。
- (9) 公開する情報  
①情報の公開について、その可否を記入する。「公開しない」、「公開する」の何れかにレ印をつける。  
なお、公開しない場合は、現在公開している情報をすべて抹消する。  
②公開する場合は、「新たに公開する」、「現在公開している」か、いずれかにレ印をつける。更に、現在公開している場合は、「現在公開している情報を変更しない」「現在公している情報を変更する」のいずれかにレ印をつける。
- (10) 公開する場合の情報の記入  
「新たに情報を公開する場合」は「現在公開している情報を変更する」場合は、公開する情報すべてについて記入する。(氏名、都道府県は、必ず公開する。)  
③ 公開する都道府県名を記入する。  
④ ホームページアドレス(URL;)を公開する場合に記入する。  
⑤ 得意分野を公開する場合に記入する。得意分野は3項目とし、業種、専門、実績、アプリケーション等を記載できる。ただし、各項目とも全角15文字以内とする。(句読点、括弧、カタカナ、促音、長音等も全角1文字とする。)  
<得意分野の例示>  
例示1: 流通業(情報戦略)  
例示2: 金融(情報セキュリティ監査)  
例示3: ISMS、個人情報保護  
例示4: ネットワークのセキュリティ監査  
例示5: 会計情報、人事・給与システム
5. 更新申請期間  
平成17年10月1日(土)～平成17年11月30日(水)(同日消印まで有効)
6. 更新手数料(消費税を含む)
- (1) 更新手数料は、以下のとおり。  
①システム監査人補の更新手数料は、10,500円とする。  
②公認システム監査人の更新手数料は、21,000円とする。
- (2) 更新手数料は、更新申請書提出前に当協会宛に振り込み、振込領収書の写を申請書に貼付ける。振込手数料は申請者の負担とする。
- (3) 消費税の取扱いについて  
認定申請手数料には消費税を含むものとする。
- (4) 更新手数料振込先  
会費等の振込みとの混同をさけるため、次の専用口座に振込むこと。  
<銀行振込先> 銀行名 東京三菱銀行 新宿新都心支店(055)  
口座種別 普通預金  
口座番号 1494725  
名 義 日本システム監査人協会

## 7. 更新申請書類の送付

協会事務局あて郵送・宅配便で送付すること。持参は不可とする。

<送付先> 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-8-8

共同ビル(市場通り)6F 65号

特定非営利活動法人日本システム監査人協会 事務局

公認システム監査人認定委員会

## 8. 更新申請から登録までの流れ

(1) 更新申請書を受付・審査終了次第、順次更新作業を実施する。(10月～12月中旬)

(2) 更新を認定された場合は、新たに認定証を発行し送付する。また、認定されない場合は、平成17年12月末までに通知する。

なお、更新後の認定期限は、平成20年12月31日とする。

以上

(様式1)

## 平成17年度 公認システム監査人／システム監査人補 更新申請書

| (本人記入欄)         |          | 申請日                                                                                                                                                                                                                                                           |      | 平成17年 月 日                           |      |
|-----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------|------|
| 申請区分(該当にレ印)     |          | ① <input type="checkbox"/> 公認システム監査人                                                                                                                                                                                                                          |      | ② <input type="checkbox"/> システム監査人補 |      |
| 認定番号            |          | ①K O O                                                                                                                                                                                                                                                        |      | ②H O O                              |      |
| 認定年月日           |          | ①平成14年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                    |      | ②平成14年 月 日                          |      |
| NPO. SAAJ 加入の有無 |          | ① <input type="checkbox"/> 加入、 <input type="checkbox"/> 非加入                                                                                                                                                                                                   |      | 会員番号                                | ②No. |
| 氏名・住所・連絡先       | ふりがな     | ①ふりがな                                                                                                                                                                                                                                                         |      |                                     |      |
|                 | 氏名       | ②氏名 印                                                                                                                                                                                                                                                         |      |                                     |      |
|                 | 連絡先選択    | ③ <input type="checkbox"/> (会社)、 <input type="checkbox"/> (自宅) (該当にレ印)                                                                                                                                                                                        |      |                                     |      |
|                 | 〒・住所     | ④〒                                                                                                                                                                                                                                                            |      |                                     |      |
|                 | 所属先(会社名) | ⑤                                                                                                                                                                                                                                                             |      |                                     |      |
|                 | 連絡先      | 電子メールアドレス(下欄↓)                                                                                                                                                                                                                                                | 電話番号 | FAX番号                               |      |
| ⑥               |          | ⑦                                                                                                                                                                                                                                                             |      | ⑧                                   |      |
| 添付書類            |          | ① <input type="checkbox"/> 平成17年度継続教育実績報告書                                                                                                                                                                                                                    |      |                                     |      |
|                 |          | ② <input type="checkbox"/> 申請手数料振込領収書(写)(振込み済み)                                                                                                                                                                                                               |      |                                     |      |
| 公開する情報          |          | ① <input type="checkbox"/> 公開しない (現在公開している場合は、情報をすべて抹消する)<br>① <input type="checkbox"/> 新たに公開する (新たに公開する情報を記入する)<br><input type="checkbox"/> 現在公開している ② <input type="checkbox"/> 現在公開している情報を変更しない。<br>② <input type="checkbox"/> 現在公開している情報を変更する。(情報をすべて記入する) |      |                                     |      |
|                 |          | ③公開都道府県名                                                                                                                                                                                                                                                      |      | ⑤得意分野                               |      |
|                 |          | ④公開ホームページ(下欄↓)                                                                                                                                                                                                                                                |      |                                     |      |
| ⑥URL:           |          |                                                                                                                                                                                                                                                               |      |                                     |      |

特定非営利活動法人日本システム監査人協会の「個人情報保護の取扱いについて」に同意します。

**自治体へのセキュリティセミナー案内と  
その反響**

法人部会 梅津尚夫

**1. 自治体の情報化動向とセキュリティ対策**

電子政府・電子自治体の運用が本格化するにつれ、次のような多くの関連するネットワークシステムが稼動しております。

- 総合行政ネットワーク (LGWAN) : 全自治体が加盟している地方公共団体の相互ネットワークであり、情報交換、情報共有、業務支援を可能とする。
- 霞ヶ関 WAN : 国の行政機関を結ぶネットワークであり、LGWAN との連携を行う。
- 住民基本台帳ネットワーク : 住民基本台帳をネットワーク化し、全国どこでも本人確認を可能とするシステム。

このような状況の中で、地方自治体の情報セキュリティ対策が急務になっており各種の対策が提案・実施されております。

- 個人情報保護法の施行
- 地方公共団体における個人情報保護条例の制定
- 情報セキュリティポリシーの策定ガイドライン
- 地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン など

**2. 法人部会の「自治体向けセキュリティセミナー」企画**

このような情勢を受け、法人部会では平成 16 年度から「自治体向けセキュリティセミナー」を実施しています。平成 16 年度は 2 箇所の地方公共団体から依頼を受け、法人会員がセミナーを実施するという実績を作ることができました。実施した地方公共団体からの反響は非常に好評であり、以下にその状況をご報告して、今後のさらなるアプローチにつなげたいと思います。それぞれの団体の反響は過去にも会報に掲載しましたが、今回改めて全体の流れをご理解いただきたくまとめました。

本年も引き続きセミナーを開催いたします。法人部会で作成した本セミナーの案内パンフレットは、次ページにも掲載しますがホームページにも同様のものが載っておりますので、ぜひ各方面へのご案内をお願いいたします。パンフレットは、ご協力いただいた各支部からそれぞれの地区の自治体に発送されております。各地区の法人会員が自治体へ営業する際の一助になると思います。

また、自治体によっては単独では十分な人数も集まらず、また十分な費用が出ないというところもあるかと思います。効率よいセミナーの開催を目指すために共同開催も提案しています。例えば、県庁の方が県内の市町村の担当者に声をかけるとか、または、市町村の担当者同士が声を掛け合って一緒に開催するとか、いろいろな組合せの形態があるかと思います。

セミナーの依頼があった場合には、当該地区の法人会員の方に講師をお願いすることもありますので、本年も昨年同様のご協力をたまわりたくお願いいたします。

**3. 過去のセミナー開催の感想など****(1) 豊島区情報セキュリティセミナー**

「自治体向け情報セキュリティセミナー」について、第一弾を豊島区において開催しました。平成 16 年 11 月 24 日および 11 月 25 日の 2 回に分けて、豊島区民センター 6 階文化ホールにて、各回 250 名程度が集まり、合計 500 名のセミナーでした。対象は豊島区職員のうち、行政職（一般事務）の職員です。「皆さん、住民情報などを流出することがないように」となどという話を熱心に聴いていただけでした。

当日は、約 1 時間の講演（講師は法人部会梅津尚夫）があり、続いて危機管理担当課長からも「振り込め詐欺」などの話も交えての危機管理の話がありました。セキュリティセミナーの講演内容は、

- ・ 情報セキュリティ管理の必要性、
- ・ 電子自治体と個人情報保護法
- ・ 多発する情報セキュリティ事件・事故、
- ・ アクセス・コントロールを中心としたセキュリティ対策、
- ・ セキュリティ・ポリシーと個人情報保護条例などです。

（反響と感想）自治体の一般セキュリティ教育として、基本的な話であったが皆熱心に聴いていた。具体的なセキュリティ事件の事例を中心に話したので、アンケートの回答の中には「当部署のセキュリティは大丈夫か」と心配する声も多々あり、セキュリティの啓蒙という意味ではお役に立てたと思われる。

**(2) 第 5 回地方自治体セミナー（鹿児島県内自治体向け）**

法人部会「自治体向け情報セキュリティセミナー」の第 2 回目として平成 17 年 2 月 15 日に開催された。（㈱鹿児島頭脳センター主催

の「地方公共団体向けセミナー」にて「自治体に求められる情報セキュリティ監査」と題して、法人部会高井憲彦講師が約90分間お話をいたしました。出席者は鹿児島県および鹿児島県下の市町村の各部署でIT関係と担当職員の方合わせて54名でした。

当日は第一線で自治体のITを推進されている職員の方に「情報セキュリティ監査」の計画や実施に役立つような知識やノウハウを中心に下記のような事柄についてお話をいたしました。

- ・情報セキュリティ監査を取り巻く動向
- ・総務省提唱の「情報セキュリティ監査ガイドライン」のポイント
- ・情報セキュリティ監査の方法、進め方（具体的に3つのテーマを提案）
- ・関連セキュリティ情報（個人情報保護法とISMSの概要）

（反響と感想）セキュリティ監査は「これから」という方がほとんどだったので、今回のセミナーが今後の監査の推進にお役に立てれば幸いです。出席者へのアンケートによればほとんどの方が「参考になった」とのご感想でした。これを機に鹿児島県および県下の自治体において情報セキュリティ対策に関して更に推進されることを期待いたします。

#### 4. セミナー各コースの概要

##### (1) セキュリティ対策基本コース

自治体における情報化の進展状況（電子政府と住基ネットを中心として）をもとに、セキュリティの必要性を事例中心で訴える。セキュリティ対策のいろいろな施策を説明するとともに、対策の基本は「全員の心構え」であることを述べ、セキュリティポリシーとその徹底方法をのべる。

##### 電子自治体と個人情報保護コース

個人情報保護法についての説明と自治体としてのセキュリティ対策の必要性和進めかたを述べる。脅威と脆弱性についての分析や、セキュリティポリシーの策定、および具体的なセキュリティ対策全般について説明する。プライバシーマーク制度についても言及する。

##### (2) 情報セキュリティ監査制度コース

総務省ガイドラインを中心に情報セキュリティ監査制度の紹介をする。情報セキュリティをとりまく動向や情報セキュリティ監査の進め方、情報セキュリティ対策などの説明を行う。

##### (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）コース

ISMSの概要、認証取得のメリット、構築の流れと認証基準の解説を行う。情報化意識の高い自治体向けとして、外部からの信用を得るため第三者認証を取ることが薦められる。

##### (4) システム監査制度コース

自治体にとってのシステム監査の意義を説明し、システム監査基準・システム管理基準をもとにシステム監査の進め方、システム監査の主なテーマを説明する。包括外部監査制度などにも組み込まれて、情報システムの監査を行うことが薦められる。

以上です。セミナーの申し込みは、ホームページ(<http://www.saa.or.jp/chihou/johoseminar.html>)からお願いします。

## 平成 17 年度地方公共団体様向け

## 情報セキュリティセミナーのご案内

特定非営利活動法人日本システム監査人協会法人部会

(当協会のご紹介 : <http://www.saa-j.or.jp/>)

当協会では一般職員、管理職及び専門職の皆様へ情報セキュリティの基本的な知識から専門的な実務知識までを研修していただくため「情報セキュリティセミナー」をご提案させていただきます。

ご計画されたセミナーには当協会法人部会所属で公認システム監査人の資格を有する経験豊富な講師を派遣いたします。セミナーはいくつかのコースを組み合わせセットにてご利用いただいても結構ですし、他の団体に呼びかけて共催として参加者を募っていただいても結構です。

各コースの内容、費用のご負担は下記を、申し込み方法は次ページをご覧ください。

|      |                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コース名 | <b>A. セキュリティ対策基本コース (標準 1 時間)</b>                                                                                                                                        |
| 対 象  | 各部門で情報セキュリティの知識を必要とする管理者、担当職員 (病院、学校を含む)                                                                                                                                 |
| 内 容  | 1) セキュリティの必要性 (電子自治体と個人情報保護)<br>2) 脅威とリスクについて (多発するセキュリティ事故、事件)<br>3) セキュリティを守るための対策 (全員の心構えがセキュリティの基本)<br>4) 情報セキュリティをとりまく諸制度 (個人情報保護法)                                 |
| コース名 | <b>B. 電子自治体と個人情報保護 (標準 2 時間)</b>                                                                                                                                         |
| 対 象  | 各部門の個人情報取扱管理者、担当職員並びに IT 管理者、担当職員                                                                                                                                        |
| 内 容  | 1) 個人情報保護をとりまく動向 (行政サービスと個人情報保護、漏洩等事故事例)<br>2) 個人情報保護法 (法制定の背景、法の考え方、基本法制と地方公共団体条例)<br>3) 電子自治体の個人情報保護対応 (漏洩防止等安全対策、教育、委託、監査)<br>4) プライバシーマーク制度の概要 (JIS Q 15001 と同制度の概要) |
| コース名 | <b>C. 情報セキュリティ監査制度 (標準 2 時間)</b>                                                                                                                                         |
| 対 象  | セキュリティ監査管理者、担当職員並びに IT 管理者、担当職員                                                                                                                                          |
| 内 容  | 1) 情報セキュリティをとりまく動向 (今までの経緯、法体系、セキュリティ事件など)<br>2) 情報セキュリティ監査制度の紹介 (総務省ガイドラインを中心に)<br>3) 情報セキュリティ監査の進め方 (計画、準備、実施、フォローアップ)<br>4) 地方自治体に求められる情報セキュリティ対策                     |
| コース名 | <b>D. 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の概要 (標準 2 時間)</b>                                                                                                                        |
| 対 象  | セキュリティ監査管理者、担当職員並びに関心のある職員                                                                                                                                               |
| 内 容  | 1) ISMS とは、認証取得のメリット (客観的な第三者評価による信頼の獲得)<br>2) 認証取得の現状 (多数の民間企業と自治体では 2 市が取得済み)<br>3) ISMS 構築の流れ (マネジメントシステム PDCA の構築がカギ)<br>4) ISMS 認証基準の解説 (詳細なセキュリティの管理項目として 134 基準)  |
| コース名 | <b>E. システム監査制度の概要 (標準 2 時間)</b>                                                                                                                                          |
| 対 象  | 監査委員、IT 政策担当管理者並びに関心のある職員                                                                                                                                                |
| 内 容  | 1) 自治体にとってのシステム監査の意義 (有効な情報化推進、住民への説明責任等)<br>2) システム監査の進め方 (システム監査基準概説)<br>3) システム監査の主なテーマ (システム管理基準概説)<br>4) 関連諸制度 (包括外部監査、システム監査企業台帳、総務省の指導、他)                         |

ご負担費用：セキュリティ対策基本コースは実費 (資料作成費、旅費・交通費など) のみ。

それ以外のコースは実費の他、講師派遣料 (2 時間当たり 10 万円) をご負担下さい。

## 第 113 回月例研究会報告

日 時：2005 年 7 月 20 日(水) 18:30～20:30  
 場 所：中央大学駿河台記念館 260 会議室  
 演 題：タイムスタンプの最新動向  
 講 師：株式会社 NTT データ経営研究所  
 三谷慶一郎 氏

報告者 No.7090 戸木 貞晴

## 講演要旨

本年4月1日に施行されたe-文書法の日本経済へのインパクト、それに伴う文書の電子化とタイムスタンプ、タイムビジネスなどについて講演された。以下の6テーマとともに日本及びドイツ視察結果や海外事例等、最先端の情報をご紹介頂き、最後にシステム監査人の視点から貴重なアドバイスを頂戴した。

## 1. 文書の電子化とタイムスタンプ

文書を電子化するメリットは二つある。紙媒体のハンドリングコストの削減(作成、管理、流通、保存等のコスト)、および利活用の容易化(検索、抽出、加工、分析、共有化、再利用等)である。コスト削減の規模は従前のコスト比1000分の1という試算結果もある。しかし、現状では、電子文書の原本性が確保しにくいこと(改ざんが容易で、痕跡が残りにくい)、改ざんされていないことを後日証明することが困難なことから、電子文書の不安感(脆弱性)により紙文書が重要視されている。つまり、電子文書の作成日時確定、およびそれ以降改ざんされていないことの証明が得られないと電子文書は普及しない。

タイムスタンプ技術(正確な日付時刻を取得し、電子文書のハッシュ値とともに長期保存しておくことにより、作成時刻と非改ざん性を証明できる)はこの電子文書の普及の足かせとなっている不安感(脆弱性)を取り除き、文書電子化の急速な普及が促進されることが期待できる。

## 2. タイムビジネスとは

タイムビジネスとは標準時配信サービス(ユーザの利用している時刻の正確さを証明する)と時刻認証サービス(取引や手続きの行われた時刻や電子文書が作成された時刻を証明する)という2つのサービスを提供するビジネスを指す。すでに、電波時計への配信、電子入札(横須賀市)、建設業の電子契約書(大成建設)等により日本でもサービスが具現化している。また、ドイツでは電子署名法においてタイムスタンプにまで言及されており、【適格タイムスタンプ】に関する規定が存在している。この規定に対応してタイムスタンプを組み込んだ各種ソリューションを展開し、高いレベルの信頼性と安全性条件をクリアし

ているという評価を得て、USPS(米国の郵政省に該当)に採用されたドイツのベンチャー企業の例もある。

## 3. e-文書法とは

e-文書法とはe-Japan重点計画2004のIT規制改革の推進において提示された民間への紙による文書保存義務について、原則全ての電子保存を容認する通則法・整備法に分類される法律である。1998年の電子帳簿保存法に加え、紙で受取る書類も、しかるべき技術的措置を取っていれば原本とみなし、対象法律は296本である。なお、国税、地方税、医療関係等は、タイムスタンプをその実装要件としている。

## 4. 経済産業省「文書の電子化を促進するためのガイドライン」について

このガイドラインは文書の電子化を通じて情報の戦略的共有、活用の加速化を図り、多様な分野で文書の電磁的保存を支援することを目的に策定された。このガイドラインでは対象書類の「類別」が考慮され、①保存の具体的方法を規定しない ②保存の具体的方法について一定の水準を確保する ③保存の具体的方法について厳格な要件を課す の3つに類別し、保存要件も4つの観点(見読性、完全性、機密性、検索性)に整理されている。

## 5. e-文書法のインパクト

電子文書法制度体系の完成により、文書の保存、流通、申請まで一括したプロセスにおける電子化の可能性が出てくる。また、スキャニングプロセスの追加により一挙に電子文書化が進む可能性がある。さらにはビジネスプロセス全体の電子化が現実のものとなり、企業の新たなIT投資の契機となる可能性がある。

## 6. システム監査の視点

①法令遵守の視点 IT関連法は今後も出現する可能性が高く、監査対象システムがこの法令の適用を受けるかどうかという視点

②デジタル・フォレンジックの視点 法的紛争・訴訟に対し電磁的記録の証拠保全には電子データの証拠能力の確保、つまりタイムスタンプが重要な技術となる

## 所感

e-文書法により電子文書のメリットを十分に活かせる環境が整いつつある。その必須要件は①作成日時の証明 ②改ざんされていないことの証明の2つである。この要件を満たすタイムスタンプは、2002年のタイムビジネス推進協議会が想定したタイムビジネスイメージ(電波時計への配信、医療分野の電子カルテ保存、オークションの時刻認証、横須賀市の電子入札等)として、すでに普及拡大時期に入った。今後は、e-文書法における主務省による指針が発表され、各業種、

各分野で急速な普及が想定される。我々、システム監査人は、IT関連法や証拠保全の視点を監査計画の立案に盛り込み、監査手続きの実施においても、最も適切な監査手続きを選択できる見識と、監査証拠の信用性、証明力の程度を慎重に判断できる知見を身に付けていかなければならないことを痛感した。また、タイムビジネス先進国ドイツでも、まだ本格的なビジネスモデルの展開には至っていない黎明期だそうである。早い時期に、タイムビジネスを活用した斬新なビジネスモデルが、世界に先駆け、わが国から生まれていくことを願っている。

以上

## 第 114 回月例研究会報告

### 講演テーマ：

「組織目標達成に役立つ COSO ERM」

講師：日本内部監査協会常務理事

淑徳大学兼任講師

JSSM コーポレート・ガバナンス研究会

主査 山本 明知氏

会場：中央大学駿河台記念館 285 号会議室

報告者 No.6039 高井 憲彦

### 1. はじめに

組織体のコントロールを確かめることが監査の役目だが、コントロールが適切であるためにはリスクを軽減するコントロールであるべきである。さらにそのリスクはビジネス目標達成に関連するものであるべきである。内部コントロールの定義として世界各国で採り入れられてきた COSO は COSO ERM に改訂され、さらに進化している。

COSO ERM は、組織体の使命、戦略目標、戦略、業務目標、リスク、コントロール、モニターリングの流れに沿った全社的取組みの枠組み（フレームワーク）を示している。

今回の月例研究会では、当分野でご活躍されている日本内部監査協会常務理事の山本明知氏から COSO ERM の最新動向について分かりやすくご紹介をいただいた。講演では「組織目標達成に役立つ COSO ERM」、「COSO ERM 統合的枠組み」、「ERM の実施状況」についてお話があり、質疑応答においても活発な討論が行われた。ここでは講演内容のポイントにつき報告する。以下の報告では講演で一部配布された資料から引用させていただきます。

\* COSO : Committee Of Sponsoring

Organization of the Treadway Commission  
(米国のトレッドウェイ委員会組織委員会)

\* COSO ERM : COSO Enterprise Risk  
Management Framework

### 2. 組織目標達成に役立つ COSO ERM

#### (1) COSO ERM に至る経緯

1987 年ガルフカナダ社で CSA (コントロール・セルフ・アセスメント) が開始されたことに端を発する。その後、米国で研究が進められ、1992 年 COSO レポートが発表され COSO コントロールモデルが銀行を中心に世界各国へ普及した。さらにこれが発展し、2000 年頃から ERM が提唱され 2004 年には「COSO ERM 統合的枠組み」が発表された。

#### (2) コントロールの存在価値

- ・ 経営者は業務目標と規程を設定し、監査対象のビジネスプロセス（現場）へ指示する。現場は本業について経営者へ報告をする一方、規程を遵守しているかは内部監査を受ける。内部監査人は監査報告を経営者および取締役会（監査委員会）へ報告する。
- ・ ここでの規程は、外部の法律や規則をベースに自社のポリシー、スタンダード、ガイドラインなどであるが、監査対象の中には、これらが業務目標を達成するブレーキになっていると思っている人も多い。
- ・ 最近、内部監査人にはアシュアランスだけでなくコンサルテーションも求められている。後者については、リスク評価のワークショップを立ち上げることも必要である。これを継続するために「リスク管理室」や CRO（リスク管理担当役員）の設置に進む。

#### (3) COSO ERM の論理的必然性

2004 年「COSO ERM 統合的枠組み」では、下記のような展開で最終的にはステークホルダーに価値を提供することを目標にする。

- ・ 監査は内部コントロールの有効性をエンシュアする。組織体の中にあるコントロール目標（皆が納得した規程類）が基準であった。
- ↓
- ・ 内部コントロールが有効であるためにはリスクを軽減する内部コントロールでなければならない。
- ↓
- ・ リスクを評価してコントロール活動を進める、
- ↓
- ・ 組織体の目標達成に影響するリスクでなければならない。リスクは機会にもなりうるからリスクをマネージすることが重要である。目標とリスクおよびコントロールの関係を明らかにするのが ERM である。

#### (4) COSO ERM の要素について

1992 年発表された COSO IC-IF では 5 つの要素であったが 2004 年発表された COSO ERM IF で下記の 8 要素になった。

1. 内部環境
2. 目標設定
3. 事象識別
4. リスク評価
5. リスク対応
6. コントロール活動

## 7. 情報およびコミュニケーション

## 8. モニタリング

ここでの「3. 事象識別」は、将来どのようなことが起こるかを識別することであり、「5. リスク対応」においては経営判断が入る。つまり、リスク・マネジメントが重視されていることを示す。なお、「8. モニタリング」は監査を含む。

## (5) ERM におけるマネジメントプロセス

下記のようなトップダウン・アプローチでリスク・マネジメントを重要視する。

1. 組織体の戦略にそって達成すべき全社のおよび下位レベルの業務目標を設定する。
2. 目標設定のためのリスクをマネージし、必要ならコントロール活動へ繋げる。
3. 内部監査は、リスク・マネジメントとコントロールのプロセスが適切かどうかを検証する。

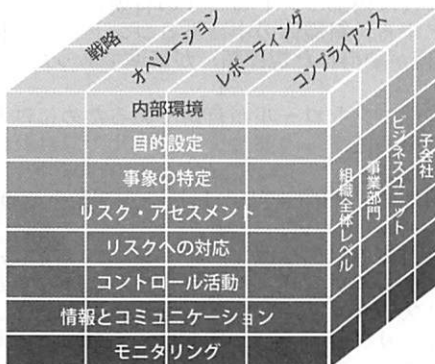
## (6) 内部監査パラダイムの変化

旧パラダイム→新パラダイムの変化を示すと以下のとおり、「コントロール」重視から「リスク」重視に移行していることがわかる。

- ・着眼点：内部コントロール→ビジネス・リスク
- ・リスク評価：リスク要素→シナリオ計画（よい報告への展開、悪い報告への展開）
- ・内部監査テスト：重要なコントロール→重要なリスク
- ・内部監査方法：詳細テストの完全性を強調→広範なビジネス・リスク網羅を強調
- ・内部監査勧告：内部コントロール→リスク・マネジメント

## 3. COSO ERM 統合的枠組み

COSO ERM ではERMを図に示すように3つの基礎概念で整理して3次元マトリックスで表している。



出展：COSO Enterprise Risk management Framework

上面の「目的カテゴリー」は戦略、オペレーション（業務）、レポーティング、コンプライアンスの4分類とし、側面の「事業組織」では組織全体、事業部門、ビジネスユニット、子会社の4部類としている。表面の「構成要素」は3. (4)に示すように8分類としている。

それぞれの活動はこのマトリックスのどこに位置するかを確認しその意義を把握することが

できる。なお、この枠組みの内容は下記COSOのホームページが参考文献を参照されたい。

URL：<http://www.coso.org/publications.htm>

## 4. まとめ

## (1) なぜERM は必要か

(John Lewis VP Chief Audit Executive  
WalMart Stores Inc 2002.6 発表から)

- ・ビジネスが直面するリスクが増加
- ・監査委員がリスク・マネジメントを監視
- ・ミスマネジメントは株主利益を損なう
- ・リスク評価に体系的アプローチ
- ・リスクを価値創造につなげる

## (2) COSO ERM の定義

(Enterprise Risk Management-Integrated  
Executive Summary Framework Sep.2004)

ERMは組織体の取締役、経営管理者、その他の要員によってもたらされるプロセスである。ERMは戦略策定においてその企業全体に適用される。そのゴールは組織体に影響する可能性のある事象を識別し、その組織体のリスク選好内にあるリスクをマネージすることによって、組織目標達成に関する合理的なアシュアランスを備えることである。

## 5. 感想

最近では企業の不祥事が続発しリスク・マネジメントの必要性が叫ばれているが、今回の講演で認識を新たにした。3. (6) で内部監査パラダイムの変化で監査の着眼点が「コントロール」から「ビジネス・リスク」へ移っているのもシステム監査を行なう上で留意すべき点と思う。つまり、この監査の目的は何かということを常に検証しながら進めることが必要でしょうか。また、監査人にも「アシュアランス」と共に「コンサルティング」が求められるとのお話があったが「助言型監査」の重要性が示されていると思う。

米国でもCOSO ERMの普及は大企業が中心だとのことだが、わが国でもこの手法は徐々に大企業から中小企業へと進展していくものと考えられる。われわれもこの動向に注目し、システム監査能力を高めていきたいと思う。

以上



平成 17 年度第 7 回理事会議事録  
日本システム監査人協会

日 時：2005 年 7 月 14 日(木) 18:30～20:55

於：三井物産(株) 会議室

出席者：橘和、富山、鈴木(信)、蓮見、小野、  
岩崎、竹下、仲、力、芳仲、桜井、金子、  
佐藤、沼野、馬場

## 1. 審議事項

### (1) 平成 17 年度春期公認申請認定の件

公認システム監査人・システム監査人補の  
春期公認申請認定結果について報告があり、  
承認された。現時点で公認システム監査人  
381 名、システム監査人補 289 名である。

### (2) 平成 14 年度認定更新期限到来の手続き準備 の件

平成 14 年度に認定した公認システム監査  
人・システム監査人補の更新手続きが今年  
10/1～11/30 に殺到するためこれらの準備  
について認定委員会(委員長：橘和副会長)  
及び事務局で進めることについて提案があ  
り、承認された。

### (3) 個人情報保護セミナーの開催の件

個人情報保護研究会で今年 11 月ごろ及び  
来年 3 月ごろに個人情報保護セミナーを開  
催することに対する承認が提案され、今年  
11 月の開催について承認された(来年 3 月  
については来年度予算として提案いただく  
こととした)。

### (4) 会計の中間報告の件

6 月 15 日現在(支部は 3 月末現在)の会  
計報告が会計担当より報告され、了解され  
た。

### (5) 事例研究会の f 社普及サービスへの追加支 援の件

f 社普及サービスを東北支部会員が参加  
して実施するが、約 100 万円の費用がかか  
るが、f 社に負担いただける 50 万との差  
額 50 万円を研究・研修事業費から追加支出  
する件について提案され、承認された。

### (6) 特定企業からのシステム監査人推薦制度を 利用した事例研究会との協業の件

特定企業(m 社)と事例研究会とがシス  
テム監査人推薦制度を利用した協業につ  
いて提案があったが、システム監査人推薦制  
度の枠内であれば理事会承認が不要である  
ということで、システム監査人推薦制度の  
枠内でおさまらないことがあれば改めて提  
案いただくこととした。

### (7) メーリングリスト運用規約の件

公認システム監査人等のメーリングリス  
トの運用規約案が担当理事より提案され、  
承認された。字句の修正は担当理事に一任  
された。

## 2. 報告事項

### (1) メーリング担当(岩崎理事)

・メーリングリストのアドレス変更のやり方を  
検討している。

### (2) 会計担当(蓮見副会長、馬場理事)

・交通費の小額請求分に対して、現金支払いの  
方法を追加した。

### (3) 月例研究会(沼野理事、桜井理事、竹下理 事、仲理事)

・7 月 20 日の第 113 回月例研究会は「タイム  
スタンプの最新動向」で株式会社 NTT データ  
経営研究所 三谷慶一郎氏に講師を依頼し  
た。

・114 回は 8 月 22 日の予定で COSO-ERM につ  
いて日本内部監査協会山本氏に講師を依頼し  
た。

・115 回は 9 月に石島副会長を講師で調整を予  
定している。

### (4) 事例研究会(沼野理事)

・実務セミナー(9/3-4, 9/17-18)は金融のテー  
マで FISC の監査指針を使用して実施する。

・11 月の実践セミナーは近畿支部と共催で実施  
する予定。

### (5) 会報(竹下理事)

・次回の会報は 7/15 〆切りで 8 月上旬発行予  
定。

・前回より発送方法を変更したが、郵便代が 3  
割削減された。

### (6) 法人部会(小野副会長)

・自治体向けセミナーの DM を関東地区に発送  
した。

各支部に発送依頼し、北海道・東北・中四国・  
九州支部から協力いただける旨の回答があっ  
た。

### (7) 監査基準プロジェクト(小野副会長)

・監査基準プロジェクトの副主査の大石理事が  
転勤のため、沼野理事に交代する。

・「赤本」の出版時期を 11 月はキープできる見  
込み。

### (8) その他

・経済産業省の大崎係長が米国留学になり、シ  
ステム監査関係の担当は石飛 節課長補佐、  
南 英生係長となられた。

・会計士協会が IT 委員会報告第 3 号「財務諸表  
監査における情報技術(IT)を利用した情報  
システムに関する重要な虚偽表示リスクの評  
価及び評価したリスクに対応する監査人の手  
続について」の JICPA ジャーナルと Web で  
公表する。

以上

議長 橘和尚道  
議事録署名人 馬場孝悦  
岩崎昭一

## 支部だより

ITC 鹿児島・日本システム監査人協会  
九州支部合同セミナー開催報告

No. 693 福田 啓二

九州支部では、7月30日に鹿児島市で、ITC鹿児島との合同セミナーを開催しました。九州支部としては、昨年11月のITC大分との合同勉強会以来の共催セミナーです。

夏真っ盛り、「鹿児島夏の陣」という言葉を思いつく、企画・準備をして開催にこぎつけましたが、当日は、一時、九州新幹線も運転を見合わせるほどの豪雨。やや心配しつつ会場入りしましたが、会場内のみなさまの顔をみて、不安も吹き飛び、気を引き締めつつ、かつ気持ちよくセミナーに参加させて頂きました

● ITC 鹿児島・日本システム監査人協会  
九州支部合同セミナー

- 主催 ITC鹿児島  
日本システム監査人協会九州支部  
後援 ITコーディネータ協会  
鹿児島県中小企業団体中央会、  
日本システムアナリスト協会九州支部  
日程 2005年7月30日(土)  
場所 「ソーホーかごしま」  
鹿児島市易居町1番2号  
市役所みなと大通別館6F A会議室
- 講演  
①「他地域のITC活動報告」9:00～10:30  
②「情報セキュリティ監査」10:30～13:00  
③「政府の業務・システム最適化計画策定  
(エンタープライズ・アーキテクチャー)  
について」14:00～16:00  
ITCインストラクター 菊地俊延氏  
④「個人情報保護と情報セキュリティ」  
16:00～18:00  
SAAJ九州支部長 福田啓二氏

ネット環境の普及により、メールのやりとりなどで情報交換ができる昨今ですが、実際に顔を合わせて集まる意義は大きいと常々思っています。同じ九州でも、私も含め福岡在住の会員と、鹿児島、宮崎（さらには沖縄）の会員の方と一緒に集まる機会はなかなかありません。そういう意味でも、得難い有意義な集まりになり、九州支部、ひいては九州地区内の団体間の今後の活動（九州での情報技術関連団体連合会の実現）に向けての一步になったものと思います。

当日は悪天候のなか、地元鹿児島の方だけでなく、福岡、宮崎からの参加も含め40名近い方にお集まり頂きありがとうございました。

また、今回のセミナーの共催を快諾して頂いたITC鹿児島会長の山下博美様、ご後援を頂いた各団体のみなさま、それから、諸般の事務手続きを一手に引き受けていただいたITC鹿児島事務局長の江原厚生様には、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

## 講演1：他地域のITC活動報告

講師：ITC鹿児島 江原 厚生氏

報告：No. 1017 中溝 統明

ITC活動が変更している状況が以下のポイントで報告された

- ・わが国のIT戦略がe-Japan戦略からu-Japan戦略へ
- ・ITCコーディネータ資格者が現在5,921名
- ・ITC組織を分けける。経営等からのコンサル依頼に対して責任のある対応を行なう意志のある組織とそれ以外の組織の組織とを区分
- ・経済産業省施策と連携した支援スキーム
- ・ITSSP事業からIT経営応援隊事業へ事業構造が変化

## 講演2：情報セキュリティ監査

講師：日本システム監査人協会九州支部

ITC鹿児島 徳永 政博氏

報告：No. 0350 鶴岡 通

情報セキュリティ監査を進める各フェーズで、留意すべき点について基礎から紹介が行われた。以下に、主なテーマと概要を述べる。

1. 情報セキュリティ監査の基礎
  - ・情報セキュリティ監査に必要な視点
  - ・情報セキュリティ監査の位置付け
  - ・監査の意義
  - ・監査結果の取扱い
  - 他、情報セキュリティ監査に必要な基礎的な知識が紹介された。
2. 情報セキュリティ監査計画
  - ・準備・計画
    - (1) 体制整備
    - (2) 実施要綱策定
    - (3) 協力体制構築
    - (4) 中期計画・年間計画策定
  - ・調達
    - (1) 外部委託先発注仕様書の作成
    - (2) 提案書・計画書の書式作成
    - (3) 監査人の調達
    - (4) 出納部門等との調整
    - (5) 監査人との契約

各フェーズにおいて、監査人や被監査部門の留意事項等が紹介された。

## 3. 情報セキュリティ監査の実施

- (1) 監査実施計画の承認
- (2) 監査の実施

監査の実施に当り、監査範囲、監査対象者、監査適用基準策定、セルフチェック、準備事項、監査証拠の入手、監査チェックリスト、監査報告会、監査技法、面談技術、技術的検証項目の種類と検証ポイント等々で、監査実施時の留意すべき事項の紹介がされた。

## 4. 情報セキュリティ監査報告

- ・監査報告書の受領
- ・フォローアップ監査の実施
- ・改善計画の作成・承認
- ・改善計画の実施
- ・監査結果の公開

フォローアップの重要性和情報セキュリティ監査改善対策書等の紹介がされた。

[感想] 情報セキュリティ監査を実際に実施している内容の紹介で、より具体的に監査の仕方や留意事項は、とても参考になった。

### 講演3：政府の業務・システム最適化計画策定(エンタープライズ・アーキテクチャー)について

講師：ITC インストラクター 菊池 俊延氏

報告 No. 806 諸藤 雅之

- ・ 現在、電子政府構築支援室のアドバイザーという立場で仕事をしている。

研修を行っているが、200名の職員が受講した。

- ・ 電子政府の目標のひとつに、ハード・ソフトが重複しないようにすることがある。

アプリケーションが別で、部署ごとに発注しており、1人の職員に4～5台のパソコンを使用している状況がある。

ソフトウェアの購入も決裁、手続で1か月はかかる。

例えば、社会保険庁では14項目のムダがある。

統制のための決裁が形式的で実効性がない。

法令ありきではなく、現場の作業の整備を帳票の目的が不明確～例えば、住所のふりがな

は必要なのか

等々の問題がある。

「eJAPAN重点計画－2004」

(平成16年6月15日 IT戦略本部)

「世界最先端のIT国家実現のための申入れ」

(平成17年6月10日 自由民主党政務調査会)

- ・ レガシーシステム改革
- ・ 簡潔で効率的な電子政府

「IT政策パッケージ2005～世界最先端のIT国家の実現に向けて」

(平成17年2月24日 IT戦略本部)

- ・ CIO 補佐官
- ・ 方針の公開 マニフェスト
- ・ SOX 法は EA を義務付け

### 講演4：個人情報保護と情報セキュリティ

講師：日本システム監査人協会九州支部

支部長 福田 啓二

報告 No. 1310 富永 佳奈

個人情報保護について、事例紹介から始まり、保護法の背景・概要・取り組み、情報セキュリティ対策の動向と、基礎から体系たてて整理されて説明され、とても分かりやすく理解しやすい講演だった。

#### 1. 個人情報保護

##### (1) 個人情報漏洩の事例から学ぶ

発生原因に「知識不足(情報の重要性の無理解)」「対策不足(仕組み、手続きが整備されていない)」「統制不足(ルールがない/不十分)」が上げられていた。

##### (2) 個人情報保護法の概要

保護法立法の背景と理念の説明のあと、個人情報保護法の用語の定義、義務などポイントを整理して説明された。このあたりのまとめ方は、とても参考になった。

##### (3) 個人情報保護法への対応

(情報セキュリティ対策)

まず始めることや、チェックリスト、体制確立のスケジュール案などが紹介されており、実務でもすぐ使える内容が多かった。

#### 2. 情報セキュリティ対策の動向

##### (1) 情報セキュリティ管理

OECD セキュリティガイドラインの説明、情報セキュリティ基準・規格の紹介、ISO/IEC GUIDE 73 のリスクマネジメントの定義、GMITS でのリスク分析手法、ISMS 適合性評価制度、プライバシーマークと ISMS の比較など、各種基準のポイントを簡潔にまとめてあった。

##### (2) ネットワークセキュリティ事件

最近の事件、カカコムサイトの不正侵入、SQL インジェクション、米国のクレジットカード漏洩事件、Winny によるファイル流出、スパイウェアによるネットバンク不正送金などの解説があり、とても分かりやすく最近の事件が理解できた。

最後に情団連の紹介などもあり、これから九州では、このような合同セミナーが活発になることを期待させられた。

#### 「ITC 鹿児島・日本システム監査人協会

九州支部合同セミナー」鹿児島開催を終えて

No. 1358 山下 博美

平成17年7月30日土曜日、鹿児島では朝から激しい落雷を伴う局地的集中豪雨、その中で37名もの多くの参加者を迎えて「ITC鹿児島・日本システム監査人協会九州支部合同セミナー」が開催されました。九州支部長の福田様とITC鹿児島の会長でもある山下が、鹿児島で監査人とITCとの合同勉強会を開催しようかと会話してから半年、夫々忙しい合間をぬって実現した合同勉強会でした。

九州新幹線も一部開通ではありますが鹿児島一八代が開通し、福岡ー鹿児島も4時間から2時間半と大幅に短縮されたことも、今回のように福岡から多くの参加者をお迎えし勉強会が開催できた一因ではないかと思っております。いろんな議論はありますが、やはり地方での新幹線効果は計り知れないものがあるように思います。

勉強会のアジェンダからも、ITCの方々も情報セキュリティに非常に関心が高い事がみてとれます。やはり、4月からの個人情報保護施行と情報漏洩事故のニュースの多さ等がこのテーマへの関心の高さに結びついているのだと思います。勉強会終了後は、福岡からの参加者と地元ITCによる懇親会を鹿児島の繁華街である天文館で賑やかに開催し、お互いの親睦を深める事ができました。その後、鹿児島ラーメンの味を求めてラーメン探訪に行かれた方々、お味はいかがだったでしょうか。最後に、当日は天気恵まれず雄大な桜島を見ることが出来ませんでした。お泊りになった方々は、翌日、雄大な桜島を見ていただけたものと思いつつ、又、このような勉強会の開催ができる事を期待して雑感とさせていただきます。

## 新入会員の一言

入会の挨拶にかえて  
21世紀のシステム監査

## No.1509 櫻谷 昭慶

サクラタニと申します。技術者というと、ものづくりの担い手で、設計図を引いたり、工程を工夫したり、ときに直接手を下す人のことを指すと考えられています。この頭に「システム監査」とついただけで、一方で「客観的に点検・評価」する専門家とされ、元の技術者像から遠のくように思いませんか。

他方では「情報化社会の健全な発展に寄与する」のですから、やはり、情報システム作りを担っていくことには変わりがないのでしょう。それは開発・運用の当事者が納得するような効果的な助言ができるということだと考えます。

私はコンピュータ販売会社に勤め、情報システム作りを担当してきました。過去には、このようなプロジェクトは若い人に経験させたくないな、と思う場面がしばしばありました。システム監査技術者が途中からプロジェクトを見て勧告してくださっても末端の状況は改善されませんでした。

制御機能を持つ計算機を使った情報システムは、バベジ、アタナソフ、ノイマンの時代から比べると複雑・高度化をとげました。大量のデータを正しく処理して、人的な障害を排除・復旧しながら結果を出す。この需要の流れが21世紀になって大急ぎで私たちの頭上を駆け抜けようとしているようです。

自らがシステム監査技術者としてのもの作りを担おうと、参加いたしました。

## 入会のご挨拶

## No. 1494 石渡 博一

このたび、日本システム監査人協会に入会させていただきました。今後ともよろしくご指導お願い申し上げます。

私はメーカーのシステムズ・エンジニアとして、お客様のシステム開発・稼働のために、システム提案、製品導入、システム設計・構築、開発プロジェクトの推進・支援など、現場担当者として、また管理者として長く携わってまいりました。

最近、プロジェクトの品質保証に近い仕事や、自社における個人情報保護などの企画・推進を担当しております。プロジェクトの品質保証も安全性、信頼性、効率性という観点を重視しております。

また、リスク・マネジメントを如何に適切にできるかがプロジェクトの成否を左右すると思われます。

この品質保証とシステム監査との共通性に興味を抱き、試験に挑戦させていただきました。

現在、システム監査の仕事は、自社内アプリケーション開発監査を自部門でSelf Certifyすることがありますが、私が担当する機会はそれほどありません。

従って、協会が主催される研究会や研修を通して、監査のスキルを上げる一方、リスク・マネジメントの方法論を追求するという観点で、現在の仕事に活かしたいと考えています。

重ねて、よろしくお願い申し上げます。

## 入会の御挨拶

## No.1493 岩下 秀樹

岩下と申します。今春のシステム監査技術者試験合格を機会に入会させていただきました。

私は品質管理や設計審査、海外留学(MBA)、プロジェクトマネジメントなどを経て、現在は経営企画業務に従事しています。5年前に情報システムの企画や構築等に本格的に携る頃から、経営基盤としての情報システムのあるべき姿や内部統制などに強い関心を抱いておりました。現在所属している経営企画業務の業務範囲にはシステム監査は含まれていませんが、監査的な視点で社内業務や企画内容を点検・改善することの有効性と必要性を感じています。

今回、貴協会に入会しシステム監査に関する実務知識やスキル・ノウハウを高めることで、更に研鑽を重ねていきたいと考えております。また、システム監査実務セミナーや事例研究会などへの参加を通じて皆様から様々なことを学びたいと考えております。よろしくお願い致します。

## システム監査に興味を持つに至った経緯

## No. 1507 佐竹 雅敏

私が、システム監査に興味を持った経緯は、3年前、平成15年11月に終わりましたITコーディネータのケース研修から始まります。当時、営業として行き詰まりを感じていて、コンサルフェーズに興味があり、ITCの資格を取得する為参加した研修の際に、すでにシステム監査に対して興味がある方がおられて、その方々から啓発されたのがきっかけでした。

昨年9月に、ITC仲間のシステム監査系の資格を取得されている方からPマークについてのコンサルについてシステム監査の一環としてできることをお教え頂き、社内で企画をいたしました。

私がシステム監査系の資格がないと言う事で、社内SE部門のメンバがアサインされてしまいました。

その後システム監査系の資格を調べた結果、ITCの資格とコンサルやPJの経験+講習会で取得ができる、公認システム監査人を取得する事に致しました。

調査の中で、日本システム監査人協会での活動について興味を持ち、公認システム監査人の資格取得前から入会させていただいた次第でございます。

今後は、日本システム監査人協会での活動と、資格取得で、社内に対して申請を行い、社内でシステム監査に関わる仕事を行いたく考えております。

まだ入会させていただいたばかりで、貴協会の活動について十分に理解しておりませんので、皆様のご指導ご鞭撻をお願いして、挨拶とさせていただきます。

#### これからのシステム監査への期待 —入会のご挨拶に代えて—

No. 1495 水谷 進

ある朝のことです。いつものように新聞を広げたとき、気になる見出しが目に飛び込んできました。今年に入ってネット証券や証券取引所のシステムに相次ぎ障害が発生していると報じています。最も影響が大きかったものでは数日間にわたって取引ができなくなる事態が発生したという事です。

原因はさまざまでしょうが取引件数の急激な増加にシステムが対応しきれなかったものや、中には取引所のシステムと証券会社のシステムとの接続に関する設定ミスが原因で午前中いっぱい取引全面停止を余儀なくされたケースもありました。取引所の社長談として、非常に単純なミスであり、チェック体制のあり方などを見直す必要があるとの見解が載っています。

こうした今日の情報システムは、利用者の財産に対する責任と同時に大きな社会的責任を負っています。システム障害によって影響を受ける利害関係者は企業・団体の枠を超え、膨大な数に上ります。情報システムはそれを開発し運用する企業や団体の単なる所有物ではなく、社会的なインフラとみなされるべきです。

これからのシステム監査の役割は、社会基盤としての情報システムの適正な開発・運用を促進し、ある場合には保証することによって信頼に足る情報システムの利用を促進することにあると考えます。システム監査の価値がシステムの所有者、利用者、監督官庁などに広く認知され、シス

テム監査人の活躍の場が広がる日の近いことを願っています。

#### 新入会のご挨拶

No. 1476 矢島 利夫

私は情報通信関連のソフトウェア会社に所属し、プロジェクトマネジャーとしてソフトウェアの受託開発・保守業務を、また、最近は事業部全体の企画業務を担当しております。これまでソフト開発・システム管理上において雑多な問題に遭遇しましたが、その時々に応じて懸命に対処してきました。

しかし、振り返ってみると、その時々への制約を強く受けたり、妥協的対処も多々あったと思います。一昨年からシステム監査の勉強を継続的に実施し、SAAJ主催のシステム監査の実務研修等も受けたりする中で、体系的な監査の考え方が重要であることを再認識しております。本来目標に照らし、かつ、簡明化して問題を捉え、また、証拠に基づき論理的に対処していく手法は、組織改革・組織改善の上でも重要なキーになると考えます。監査基準という規範自体は、直接、具体的な対処まで示していない場合が多いですが、認識・判断の拠り所として諸問題を眺める時、全体のかつ本来的な対処方向が見えてきます。

システム監査人としては、まだ経験不十分で未熟者ではありますが、今回、監査人協会に入会させていただき、諸先輩のご経験やご意見を拝聴しながら自身の今後の成長を図っていきたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

以上

**システム監査実践セミナー 2日間コース (近畿支部主催)のご案内**  
**システム監査の実際を体験してみませんか!!**

特定非営利活動法人  
日本システム監査人協会近畿支部

日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、毎年、システム監査実務セミナー（4日間コース）及びシステム監査実践セミナー（2日間コース）を開催しています。

今回のセミナーは、当協会が既に14回の開催実績を重ねる「システム監査実践セミナー」（1泊2日コース）です。このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を6ヶ月間経験したものとみなされます。

事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材として、実践で得たノウハウを参加された皆様と共有することを目標にしています。システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない方、システム監査に興味をお持ちの方、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。

システム監査に興味をお持ちの方であれば、会員・非会員を問わず参加大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。?

なお、本セミナーは、日本ITコーディネータ協会の「専門知識研修コース」（1年度間上限なしで換算できる学習時間12時間。知識ポイント：3ポイント相当）及び日本公認会計士協会の「継続的専門研修」（13時間相当）に認定されております。

－ 記 －

1. 日時 平成17年11月26日（土）～27日（日）  
1日目 13:00～21:00 2日目 9:00～16:00
2. 場所 サニーストンホテル  
〒564-0052 大阪府吹田市広芝町10-3  
（大阪地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車 徒歩1分）
3. 費用 日本システム監査人協会会員 84,000円  
その他の方 105,000円  
（宿泊費、食費、消費税を含む）  
注：10日前以降のキャンセルにはキャンセル料を頂くことがあります
4. セミナー 事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。  
内容 セミナー用にアレンジした「システム監査依頼書および企業情報」を教材として、4～5名程度のグループにわかれて、予備調査、本調査、監査報告の実際を体験して頂きます。
5. 講師 事例研究会および近畿支部のシステム監査普及サービス経験者6名（予定）  
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。
6. 募集対象者 日本システム監査人協会会員（法人会員を含む）、またはシステム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、システム監査に従事されている方  
および人員 定員20名（最小催行人員12名）
7. 申込み／ 日本システム監査人協会 システム監査実践セミナー事務局担当  
問合せ先 中谷正明  
※ 下記の申込内容を記入の上 E-Mail でお申込下さい。  
Mail: czd10177@nifty.com)
8. 申し込み 平成17年11月3日（木）  
期限

以上

## 個人情報保護管理者／監査責任者の実務」セミナーのご案内

主催 NPO日本システム監査人協会

後援 (財)日本情報処理開発協会

(社)情報サービス産業協会

趣旨

このセミナーは、

- ① 個人情報保護に企業としてどのように対応すべきか
- ② JIS Q 15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムとは  
プライバシーマーク制度の概要と、取得するには
- ③ 個人情報保護管理者の行う実務
- ④ 個人情報保護監査責任者の行う実務

を学ぶものです。企業内においてすぐに役立つよう、できるだけ具体的な形で進める。

1. 日程 平成 17 年 11 月 12 日(土)、13 日(日)

2. 場所 機械振興会館 6 階 67 号室(港区芝公園 3-5-8)

3. 内容

- |      |                             |               |
|------|-----------------------------|---------------|
| 第一日目 | 1. 個人情報保護問題と企業リスク           | 9:30 ~ 12:00  |
|      | 弁護士／公認システム監査人 藤谷 護人         |               |
|      | 2. JIS Q 15001 とプライバシーマーク制度 | 13:00 ~ 15:00 |
|      | (財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク事務局   |               |
|      | 3. 個人情報保護管理者の実務(1)          | 15:10 ~ 16:30 |
|      | 公認システム監査人 小野 修一             |               |
| 第二日目 | 1. 個人情報保護管理者の実務(2)          | 9:30 ~ 11:40  |
|      | 公認システム監査人 梅津 尚夫             |               |
|      | 2. 個人情報保護監査責任者の実務           | 12:40 ~ 14:30 |
|      | 公認システム監査人 芳中 宏              |               |
|      | 3. 個人情報保護対応事例(3 件ほど)        | 14:40 ~ 16:10 |
|      | 公認システム監査人 松枝 憲司             |               |
|      | 4. 確認テスト                    | 16:10 ~ 16:30 |
|      | 5. 個別相談会                    | 16:30 ~ 17:00 |

レジメの一部として藤谷護人著「個人情報保護対策 30 の鉄則」を受講者に配布

4. 確認テストで一定レベルでの修了が確認されたものには、後日、協会会長名の修了証を送る。

5. 継続教育等の認定

・公認システム監査人・システム監査人補における継続教育時間として認定  
(12 時間相当)

・日本公認会計士協会の継続的専門研修制度における CPE 認定研修

・IT コーディネータ継続教育(12 時間 3 ポイント分)

6. 受講料 NPO 日本システム監査人協会会員及び後援団体の会員

21,000 円(消費税込み)

非会員

25,200 円(消費税込み)

詳細及び申し込み方法等については、NPO 日本システム監査人協会ホームページをご覧ください。

## 《編集後記》

台風シーズンが過ぎ秋晴れの日、総選挙の結果が出た。与党圧勝となったが、議員の出身母体をバックとした従来型選挙から離れて行われたという点で画期的である。同じ時期にカネボウの会計監査をしていた会計士が法律違反で逮捕された。癒着という嫌いな言葉で表されることが各方面で表面化し、少しでもきれいな社会になってゆくことを望みたい。

公認システム監査人制度を始めて満3年となり、特集を組んで見たが各位のご努力により着実に発展している様子が窺われる。システム監査人の職業的地位の確立には今一步の感があるが、監査を受けて自己の透明性・公正性をアピールするということが当たり前の社会が来つつあると信じて更に一段の努力を続けて行くしかないと思われる。(N. T)

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-8-8

共同ビル(市場通り)6階65号室

TEL. 03(3666)6341 FAX. 03(3666)6342

事務局メール: [saaajk1@titan.ocn.ne.jp](mailto:saaajk1@titan.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://www.saa.or.jp/>

会報担当委員

竹下 和孝 池島 晃

富山 伸夫 須田 勉

吉田 裕孝 木村 陽一

仲 厚吉 藤野 明夫

力 利則 山田 正寛

※ 会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: [saa-j-kaihoh@yahoo.co.jp](mailto:saa-j-kaihoh@yahoo.co.jp)